

独立行政法人国立科学博物館

不動産一時貸付規定

不動産一時貸付規程細則

令和7年3月31日

○独立行政法人国立科学博物館不動産一時貸付規程

令和3年3月17日
館長裁定

最終改正
令和6年3月28日
館長裁定

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人国立科学博物館固定資産管理規程第2条に規定する独立行政法人国立科学博物館（以下「科学博物館」という。）が所有する固定資産のうち、土地及び建物（以下「不動産」という。）の、使用期間が原則として一週間を超えない貸付（以下「一時貸付」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(一時貸付の範囲)

第2条 科学博物館は、その本来の用途又は目的を妨げない限度における必要最小限の範囲において、一時貸付ができる。

2 前項による一時貸付の範囲は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 科学博物館の業務に関連のある業務を行う場合
- 二 科学博物館が共催又は後援する業務を行う場合
- 三 公共的な講演会、研究会等のため使用させる場合
- 四 科学博物館の広報活動や収益に貢献する業務を行う場合
- 五 前各号に掲げる場合のほか、特別の事情により使用させることが適当と館長が認める場合

(一時貸付の申込み)

第3条 不動産の一時貸付の申込みをする者（以下「申請者」という。）は、不動産一時貸付願（別紙様式第1号）を、館長に提出しなければならない。

(一時貸付の承諾)

第4条 館長は、前条の申込みがあった場合には、その内容が適当であると認めた場合に限り、不動産一時貸付承諾書（別紙様式第2号）を発行することによって承認することができる。

(一時貸付の承諾の取り消し等)

第5条 館長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該一時貸付の承諾の取り消し、又は使用の中止を命じることができる。

- 一 本規程に基づく一時貸付料を納付しないとき
- 二 秩序をみだし公益を害する恐れがあると認められるとき
- 三 不動産一時貸付願に虚偽があったとき
- 四 使用条件に違反し、又は科学博物館の指示に従わないとき
- 五 科学博物館において当該不動産を使用する必要性が生じたとき
- 六 天災等により、休館日等の設定を行う必要性が生じたとき

2 前項の取り消し等により生じた不動産一時貸付の承諾を受けた者及び使用者のいかなる損害についても、科学博物館はその責めを負わないものとする。

(一時貸付料等の払込)

第6条 一時貸付料は、別表1に定める単価表に基づいて算出した額を原則として前納するものとし、科学博物館が発行する請求書に記載のある日までに納付しなければならない。ただし、申請者が請求書を必要とせず、使用日の前に科学博物館の口座に申請者からの振込があった場合は、請求書の発行を省略することができるものとする。

2 一時貸付の承諾を受けた者は、光熱水料等の附帯使用料は別途実費を納付するものとする。

3 館長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、一時貸付料及び附帯使用料を別に定めることができる。

一 国又は地方公共団体が行う教育、学術又は文化に係る事業の用途に供するとき

二 科学博物館の業務に密接に関連する事業の用途に供するとき

三 科学博物館と共催で事業等を行うとき

四 その他館長が特別の事情があると認めるとき

4 一時貸付を承諾された者が、その者の都合により使用を取消す場合には、別表3に定める取消料率表に基づいて算出した額を納付しなければならない。ただし、天災等により一時貸付の承諾を受けた者の責めに帰すことができない事由により使用できないときは、一時貸付料等の全額または一部を返還するものとする。

5 上野本館の特定の使用目的に対する一時貸付料については、別に定める。

(入館料の徴収)

第7条 不動産一時貸付の承諾を受けた者及び使用者が展示を観覧する場合は、別の規程に定める入館料を徴収することがある。

(使用者責任)

第8条 不動産一時貸付の承諾を受けた者は、当該不動産の使用について常に善良なる管理者の注意をもって使用しなければならない。

2 前項の注意を怠り、科学博物館の施設、設備及び備品等をき損し、又は滅失した場合は、それにより生じた損害を賠償しなければならない。

(返還及び原状回復の義務)

第9条 不動産一時貸付の承諾を受けた者は、使用期間満了又は第5条による取り消しの処分を受けた場合は、使用した建物等不動産を速やかに原状に回復して返還しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第10条 申請者は、自らと自らの関係者が次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証しなければならない。

一 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」という）であること

二 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

三 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

四 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること

- 五 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 六 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 申請者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証しなければならない。
- 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準ずる行為
- 3 申請者が前二項に違反した場合、科学博物館は通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに当該案件を終了させることができるものとする。
- 4 科学博物館は、前項の規定により当該案件を終了させた場合、相手方に損害が生じても、その賠償責任を負わないものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

年 月 日

独立行政法人
国立科学博物館長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

不 動 産 一 時 貸 付 願

貴館を下記のとおり使用したいので承諾下さるようお願いいたします。
なお、独立行政法人国立科学博物館不動産一時貸付規程及びその他の指示を遵守いたします。

記

1. 使 用 目 的
2. 使 用 場 所
3. 使 用 期 間 年 月 日 時 分から
 年 月 日 時 分まで

4. 使用責任者氏名
 使用副責任者氏名

5. 添 付 資 料
 ①団体の概要がわかる資料
 ②企画概要がわかる資料
 ③関係者名簿

6. そ の 他

国立科学博物館の都合による、臨時休館日の設定や施設貸与の停止等において生ずるいかなる損害に対しても補償を求めません。

善良なる管理者の注意を怠り、科学博物館の施設、設備及び備品等をき損し、又は滅失した場合は、それにより生じた損害を賠償します。

請求先が申請者と異なる場合は、文書にて請求先情報を提出します。

科博 第 号
年 月 日

殿

独立行政法人
国立科学博物館長

(公印省略)

不 動 産 一 時 貸 付 承 諾 書

年 月 日付で申込みのありました不動産一時貸付については、下記のとおり承諾します。

記

1. 使 用 目 的

2. 使 用 場 所

3. 使 用 期 間 年 月 日 時 分から
 年 月 日 時 分まで

4. 一時貸付料 等

5. そ の 他

詳細については、担当者の指示に従うこと
使用に際しては火気の取扱いに十分に注意し、使用後は速やかに原状に回復して返還すること。

当館の都合による臨時休館日の設定や施設貸与の停止等により生じた、いかなる損害に対しても当館はその責めを負わないものとする。

一時貸付に係る単価表

1 m²当り単価 (税抜)

不 動 産 名	貸付料 (円) / 1 日	光熱水料 (円) / 1 時間	備 考
①上野本館	別表 2 のとおり	—	光熱水料は、使用料に含む
②附属自然教育園			
教育管理棟	62	8	
土地	100	—	
③筑波			
研究管理棟	10	7	
教育棟	29	7	
研修展示館	29	7	
植物研究部棟	34	7	
熱帯雨林温室	39	7	
熱帯資源温室	14	7	
サバンナ温室	13	7	
多目的温室	32	7	
総合研究棟	58	7	
土地	5	—	

※一時貸付料、光熱水料の他、清掃料、管理人員経費等が必要になる場合もある。

※1日とは8時間利用を指す。

国立科学博物館（上野本館）一時貸付料金表

日本館			
施設名	使用料金（税抜）		
	5 時間	10 時間	15 時間
日本館 屋外	270,000 円	480,000 円	710,000 円
日本館 回廊・中央階段	230,000 円	430,000 円	620,000 円
日本館 北翼階段	130,000 円	220,000 円	310,000 円
日本館 南翼階段	130,000 円	220,000 円	310,000 円
日本館 B1F	130,000 円	240,000 円	340,000 円
日本館 ラウンジ	110,000 円	200,000 円	280,000 円
日本館 シアター36〇	310,000 円	590,000 円	870,000 円
日本館 多目的室	90,000 円	140,000 円	180,000 円
日本館 1F 南翼展示室	180,000 円	330,000 円	490,000 円
日本館 企画展示室	190,000 円	340,000 円	490,000 円
日本館 中央ホール	180,000 円	300,000 円	420,000 円
日本館 中会議室	90,000 円	120,000 円	160,000 円
日本館 講堂	210,000 円	370,000 円	530,000 円
日本館 2F 北翼展示室	180,000 円	330,000 円	490,000 円
日本館 2F 南翼展示室	180,000 円	330,000 円	490,000 円
日本館 3F 北翼展示室	180,000 円	330,000 円	490,000 円
日本館 3F 南翼展示室	180,000 円	330,000 円	480,000 円
日本館 3F 鉱物展示室	100,000 円	170,000 円	230,000 円
日本館 天文ドーム	90,000 円	150,000 円	220,000 円
日本館 大会議室	90,000 円	140,000 円	190,000 円
地球館			
施設名	使用料金(税抜)		
	5 時間	10 時間	15 時間
地球館 1F 展示室	380,000 円	710,000 円	1,030,000 円
地球館 レストラン	100,000 円	190,000 円	260,000 円
中庭	120,000 円	200,000 円	280,000 円
地球館 2F 展示室	350,000 円	650,000 円	950,000 円
地球館 特別会議室	80,000 円	120,000 円	160,000 円
地球館 3F 展示室	400,000 円	750,000 円	1,110,000 円
地球館 コンパス	270,000 円	490,000 円	720,000 円

地球館 実験実習室	90,000 円	140,000 円	190,000 円
地球館 講義室	100,000 円	150,000 円	190,000 円
地球館 多目的室	80,000 円	120,000 円	160,000 円
地球館 屋上	270,000 円	510,000 円	760,000 円
地球館 B1F 展示室	260,000 円	470,000 円	700,000 円
地球館 B2F 展示室	350,000 円	640,000 円	950,000 円
地球館 B3F 展示室	280,000 円	540,000 円	790,000 円

※使用時間は、原則 7 時～22 時とする。

※使用時間は、準備撤収の時間を含む。

※飲食については、一部施設で可能。但し形態により不可となる場合がある。

※使用料、光熱水料の他、清掃料、管理人員経費等が必要になる場合もある。

※その他、本表以外の上野本館施設を使用する場合はその都度貸付料金を算定する。

取消料率表

区 分 施設使用日から起算	取消料率
当日	100%
無連絡キャンセル	
1日～3日前	80%
4日から7日前	50%
8日から14日前	30%
15日以上前	0%

※取消料は一時貸付料に、上記区分に応じた料率を乗じて算出する。

○独立行政法人国立科学博物館不動産一時貸付の上野本館の特定の使用 目的に対する一時貸付料に関する細則

平成16年5月14日
館長裁定

最終改正
令和7年3月31日
館長裁定

(趣旨)

第1条 独立行政法人国立科学博物館不動産一時貸付規程(以下「一時貸付規程」という。)
第6条第5項の規定による上野本館の特定の使用目的に対する一時貸付料(以下「一時貸付料」という。)については、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

(一時貸付料)

第2条 特定の使用目的に対する一時貸付料については別表に定める。

2 館長が特別な事情があると認める場合は、一時貸付料を別に定めることができる。

(一時貸付料の減額)

第3条 独立行政法人国立科学博物館(以下「科学博物館」という。)は、次の各号のとおり一時貸付料を減額できるものとする。ただし、各号を併用することはできない。

- 一 科学博物館の活動目的に則した活動をしている団体で、科学博物館常勤職員が主要会員(委員等)である団体。一時貸付料総額から5割引。
- 二 科学博物館賛助会員の個人会員の内、プラチナ会員以上の特典として、一時貸付料総額から1割引。
- 三 科学博物館賛助会員の団体会員の内、シルバー会員以上の特典として、一時貸付料総額から1割引。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。

特定使用目的に対する一時貸付料

使用目的	一時貸付料（税抜）	使用可能施設	備 考
婚礼撮影	86,000円／1時間	会議室を除き、上野本館で一時貸付可能な施設全域。複数施設の利用も可。	2時間利用まで。光熱水料込。会議室も併せて使用する際は、会議室の一時貸付料金を1時間単位で加算する。

※清掃料、管理人員経費等が必要になる場合もある。